

# 群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

平成三十一年三月二十二日

群馬県条例第十四号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第八条）

### 第二章 障害を理由とする差別の禁止等（第九条・第十条）

### 第三章 障害を理由とする差別に関する相談及び事案の解決のための体制等

#### 第一節 障害を理由とする差別に関する相談体制（第十一条）

#### 第二節 障害を理由とする差別に関する事案の解決のための手続（第十二条—第十六条）

#### 第三節 群馬県障害者差別解消推進協議会（第十七条—第二十三条）

### 第四章 共生社会を実現するための基本的施策（第二十四条—第三十条）

### 第五章 雑則（第三十一条）

### 附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら安全にかつ安心して共に暮らす共生社会は、私たちが目指すべき社会である。

群馬県は、障害者が将来に夢と希望を抱き、地域で安全にかつ安心して自分らしく自立して生活できる環境づくりを進めるため、障害者が地域で教育を受け、就労し、及び生活するための施策に取り組んできた。

しかしながら、障害者が日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いや社会における様々な障壁により、地域での自立した生活や社会参加を妨げられているなどの状況が、今なお、私たちの社会には存在する。

このような状況において、障害の有無にかかわらず、誰もが安全にかつ安心して共に暮らす共生社会を実現するためには、全ての県民が、障害を理由とする差別は障害者でない者も含めた全ての者に関する問題であることを認識し、障害及び障害者に対する理解を深め、社会全体で障害を理由とする差別の解消に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組について、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割並びに県が市町村と連携協力することを明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な事項等を定めることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。
- 三 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 四 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合であつて、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

（基本理念）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、障害者に対する障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、合理的配慮をする必要があること。
- 二 障害を理由とする差別の解消を推進するための取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないこと。
- 三 全ての県民は、障害及び社会的障壁に係る問題が障害者でない者も含めた全ての者に関係する問題であることを認識し、その理解を深める必要があること。
- 四 第一条に規定する社会を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者、国その他関係機関の適切な役割分担、相互の連携及び協働の下に行われる必要があること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に対する県民及び事業者の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（以下「差別解消推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、差別解消推進施策を策定するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるとともに、これを実施するときは、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団体と連携協力するものとする。
- 3 県は、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するための情報の提供及び技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する差別解消推進施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現に寄与する等障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう努めるものとする。

- 2 障害者は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努めるも

のとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、その事業を行うに当たり、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する差別解消推進施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現に寄与する等障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう努めるものとする。

(市町村との連携協力等)

第七条 県は、差別解消推進施策を実施するに当たっては、市町村と連携協力するものとする。

2 県は、市町村が差別解消推進施策を実施するときは、当該市町村と連携協力するものとする。

3 県は、市町村が差別解消推進施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、差別解消推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止)

第九条 何人も、障害者に対して障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮)

第十条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をするよう努めなければならない。

第三章 障害を理由とする差別に関する相談及び事案の解決のための体制等

第一節 障害を理由とする差別に関する相談体制

第十一条 県は、法第十四条の相談に的確に応ずることができるよう、当該相談に応ずるための窓口を設置するとともに、相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、前項の相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 相談者に対し、必要な助言又は情報提供を行うこと。

二 相談に係る関係者間の必要な調整を行うこと。

三 関係行政機関へ必要な通告、通報その他の通知を行うこと。

3 県は、前項各号に掲げる措置について、群馬県障害者差別解消推進協議会（以下「協議会」という。）に助言を求めることができる。

第二節 障害を理由とする差別に関する事案の解決のための手続

(あっせんの申立て)

第十二条 障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者は、事業者から障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたと認める事案（以下「対象事案」という。）があった場合で、前条の相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要なあっせんを求める旨の申立て（以下「あっせんの申立て」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あっせんの申立てをすることができない。

一 対象事案が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に

規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

- 二 同一の対象事案について、過去にあっせんの申立てを行ったことがあるとき。
- 三 対象事案の発生日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過したものであるとき。
- 四 障害者の家族及び後見人その他障害者を現に保護する者があっせんの申立てを行う場合において、当該あっせんの申立てが当該障害者の意に反するとき。

（事実の調査）

第十三条 知事は、あっせんの申立てがあったときは、その職員に、対象事案に係る事実を調査させるものとする。

- 2 対象事案の当事者（あっせんの申立てを行った者及び当該あっせんの申立てにおいて障害を理由として不当な差別的取扱いを行ったとされた事業者（以下「対象事業者」という。）をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 第一項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（あっせん）

第十四条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、対象事案についてあっせんを求めることが適当でないと認めるときを除き、協議会にあっせんを行うよう求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、対象事案についてあっせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、あっせんを行うものとする。
- 3 協議会は、第一項の規定によるあっせんの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、知事は、その職員に、当該調査を行わせるものとする。
- 5 前条第三項の規定は、前二項の調査について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第三項の調査を行う協議会の委員又は専門委員及び同条第四項」と読み替えるものとする。
- 6 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第三項の規定による調査（第四項の規定により知事はその全部又は一部を行う場合を含む。）に協力しなければならない。
- 7 協議会は、対象事案の解決のために必要なあっせん案を作成し、これを対象事案の当事者に提示するものとする。
- 8 あっせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。
  - 一 あっせんにより対象事案が解決したとき。
  - 二 あっせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めるとき。
- 9 協議会は、第二項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

（勧告）

第十五条 協議会は、あっせん案を提示した場合において、当該対象事業者が正当な理由なくあっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないときは、知事に対し、当該対象事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第十六条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた対象事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、あっせんの申立てを行った者及び協議会の意見を聴くことができる。

### 第三節 群馬県障害者差別解消推進協議会

#### (設置)

第十七条 県は、知事の附属機関として、協議会を置く。

2 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 知事に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に必要な事項について意見を述べること。

二 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

#### (組織)

第十八条 協議会は、委員三十名以内で組織する。

#### (委員)

第十九条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

一 障害者又はその家族

二 障害者の福祉に関する事業に従事する者

三 障害を理由とする差別の解消に関し学識経験のある者

四 事業者又は事業者団体の役職員

五 関係行政機関の職員

六 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (会長及び副会長)

第二十条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、委員の中から副会長を指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (専門委員)

第二十一条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項の調査審議に関し、必要な知識及び経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第十九条第四項の規定は、専門委員に準用する。

(合議体)

第二十二條 協議会は、協議会の委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、次に掲げる事項を取り扱う。

- 一 第十一条第三項の規定により助言すること。
- 二 第十四条の規定によりあっせん等を行うこと。
- 三 第十五条第一項の規定により勧告することを求めること。

2 前項各号に掲げる事項については、合議体の議決をもって協議会の議決とする。

(委任)

第二十三條 この節に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第四章 共生社会を実現するための基本的施策

(啓発活動)

第二十四條 県は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(人材の育成)

第二十五條 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図るものとする。

(教育)

第二十六條 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒が、その発達及び特性並びに本人の意思に応じて、学びの場及び進路の選択等を適切に行うことができるようにするとともに、それぞれの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒とが、共に学び相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の重要性について認識するための学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、障害者と障害者でない者とが共に学ぶ機会を充実させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(雇用及び就労の促進)

第二十七條 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるよう、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(情報の取得及び意思疎通の手段の確保)

第二十八條 県は、障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の特性に配慮して、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

(スポーツ等への参加の促進)

第二十九条 県は、障害者と障害者でない者とが共にスポーツ、文化芸術活動等に参加することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(防災)

第三十条 県は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、障害の特性及び状況に配慮するものとする。

#### 第五章 雑則

(規則への委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三章（第十一条第一項及び第二項を除く。）の規定は、同年十月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 協議会の委員の選任のために必要な行為その他協議会の設置のため必要な準備行為は、第三章（第十一条第一項及び第二項を除く。）の規定の施行の日前においても行うことができる。